

日医工MPI行政情報

<http://www.nichiiko.co.jp/stu-ge/>

「保険薬局の在宅対応」 (2015年度介護報酬改定を受けて医療保険と比較)

株式会社日医工医業経営研究所(日医工MPI)
(公社)日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345号 寺坂裕美



資料No.20150320-386

2015年2月6日厚生労働省が2015年度介護報酬改定案を諮問し、社会保障審議会「介護給付費分科会」はこれを了承、3月19日付けで告示されました。

2015年度の介護報酬改定では、薬局の在宅において大きな変更はありません。

株式会社日医工医業経営研究所

2015年度介護報酬改定にかかる基本的な考え方

- 中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化
 - 介護人材確保対策の推進
 - サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築
- これらとともに、賃金・物価の状況、介護事業者の経営状況等を踏まえた介護報酬の改定率は、全体で▲2.27%である。

介護報酬改定率 ▲2.27% (うち、在宅分▲1.42%、施設分▲0.85%)

介護報酬改定率の経緯

年度	2000年	2003年	2006年 (2005年含む)	2009年	2012年	2014年 (消費税対応)	2015年
改定率		▲2.3%	▲0.5% (▲2.4%)	+3.0%	+1.2%	+0.63%	▲2.27%

介護保険法改正
2005年度

特養などの居住費や食費を保険給付から利用者の自己負担としたため

介護報酬請求項目

保険薬局（薬剤師）が請求できる介護報酬請求の項目は、「居宅療養管理指導費」のみ

要介護（1～5）認定者

介護サービス

- I 指定居宅サービス
 - 1 訪問介護費
 - 2 訪問入浴介護費
 - 3 訪問看護費
 - 4 訪問リハビリテーション費
 - 5 居宅療養管理指導費**
 - 6 通所介護費
 - 7 通所リハビリテーション費
 - 8 短期入所生活介護費
 - 9 短期入所療養介護費
 - 10 特定施設入居者生活介護費
 - 11 福祉用具貸与費
- II 指定居宅介護支援
- III 指定施設サービス
 - 特養、老健、介護療養病床

- ・医師が行う場合
- ・歯科医師が行う場合
- ・薬剤師が行う場合**
(病院、**薬局**)
- ・管理栄養士が行う場合
- ・歯科衛生士等が行う場合
- ・看護職員が行う場合

要支援（1,2）認定者

介護予防サービス

- I 指定介護予防サービス
 - 1 介護予防訪問介護費
 - 2 介護予防訪問入浴介護費
 - 3 介護予防訪問看護費
 - 4 介護予防訪問リハビリテーション費
 - 5 介護予防居宅療養管理指導費**
 - 6 介護予防通所介護費
 - 7 介護予防通所リハビリテーション費
 - 8 介護予防短期入所生活介護費
 - 9 介護予防短期入所療養介護費
 - 10 介護予防特定施設入居者生活介護費
 - 11 介護予防福祉用具貸与費
- II 指定介護予防支援

地域密着型サービス

I 指定地域密着型サービス(要介護)

II 指定地域密着型介護予防サービス(要支援)

2015年介護報酬改定

居宅療養管理指導費（薬局の薬剤師が行う場合）

2015年改定（変更なし）

5 居宅療養管理指導費

ハ 薬剤師が行う場合

(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合

(一)同一建物居住者以外の者に対して行う場合 553単位

(二)同一建物居住者に対して行う場合 387単位

(2) 薬局の薬剤師が行う場合

(一)同一建物居住者以外の者に対して行う場合 503単位

(二)同一建物居住者に対して行う場合 352単位

1単位単価は算定する項目や地域によって異なる(10円～11.40円(平成27年4月以降))

**居宅療養管理指導費における
1単位単価は全国一律(1単位
= 10円)**

注1 (1)(一)及び(2)(一)については在宅の利用者（当該利用者同一建物に居住する他の利用者に対して指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が同一日に指定居宅療養管理指導を行う場合の当該利用者（以下この注1において「同一建物居住者」という。）を除く。）であって通院が困難なものに対して、(1)(二)及び(2)(二)については在宅の利用者（同一建物居住者に限る。）であって通院が困難なものに対して、当該指定居宅療養管理指導事業所の薬剤師が、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき、当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導を行い、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等にあつては、4回）を限度として算定する。ただし、薬局の薬剤師にあつては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導等を行った場合は、1週に2回、かつ、1月に8回を限度として算定する。

2 疼痛緩和のために別に厚生労働大臣が定める特別な薬剤の投薬が行われている利用者に対して、当該薬剤の使用に関し必要な薬学的管理指導を行った場合は、1回につき100単位を所定単位数に加算する。

診療報酬の「麻薬管理指導加算」に相当

診療報酬と介護報酬の比較（薬局薬剤師の場合）

介護認定者(要支援・要介護)は、
介護保険を優先する

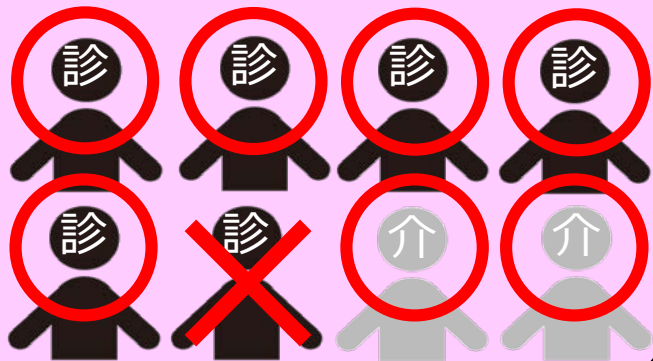
		診療報酬（調剤報酬）	介護報酬
改定年度		2014年度	2015年度
項目名		在宅患者訪問薬剤管理指導料	居宅療養管理指導費 （薬局の薬剤師が行う場合） 介護予防居宅療養管理指導費 （薬局の薬剤師が行う場合）
点数	同一建物以外	650点	503単位
	同一建物	300点	352単位
算定制限		薬剤師1人につき1日5回まで	なし
距離制限		原則患家から16km以内	なし

2012年の同時改定では診療報酬と介護報酬の点数・単位数は同一建物以外（500点・単位）、同一建物（350点・単位）となり同じ数字に揃えられたが、在宅の不適切事例問題などで、2014年改定で介護報酬と同じではなくなった。今回の介護報酬改定では診療報酬との調整が図られず、そのままの単位で維持された。

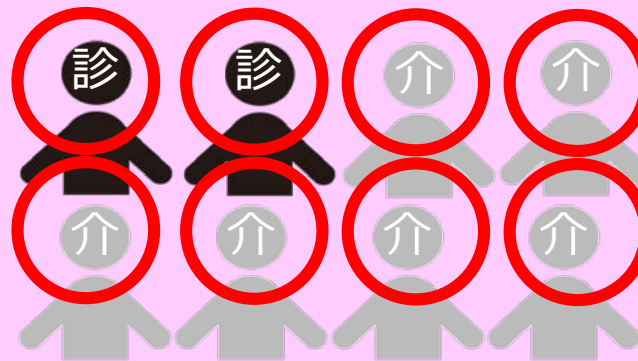
介護報酬は算定制限や距離制限がない

算定制限・距離制限

介護認定者が少ない場合



介護認定者が多い場合



診療報酬における在宅患者訪問薬剤管理指導料は薬剤師1人につき1日5回までしか算定できない。

保険薬局の所在地と患家の所在地との距離が16kmを超える場合、特殊の事情がある場合を除き算定できない。(特殊な事情とは、16kmの圏内に訪問薬剤管理指導を行う薬局がない場合)

